

広島県告示第六百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤田雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
独立行政法人 労働者健康福祉機構中国労働病院	呉市広多賀谷一丁目五十一	育成医療・更生医療	耳鼻咽喉科	木村隆広	平成十九年六月一日
市立三次中央病院	三次市東酒屋町五三一	育成医療・更生医療	整形外科	高田治彦	平成十九年六月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
ニッケ労災前薬局	呉市広多賀谷一丁目二一六一	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
サンフラワー薬局	呉市広古新開二丁目三一二	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
そうごう薬局大竹店	大竹市立戸二丁目六一二五	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
コスモス薬局府中店	安芸郡府中町浜田本町一―二八	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
ウォンツ広本町薬局	呉市広本町三―二一―一	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
ウォンツ広白石薬局	呉市広白石一―三―三五	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
オール薬局中通店	呉市中通一丁目三―二二	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日
オール薬局府中店	安芸郡府中町大通二丁目八―二一	育成医療・更生医療	平成十九年六月一日